(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録(概要)

会 議 名	第7回会議録
開催 日時	平成 21 年 11 月 29 日 (日) 13:30~16:30
開 催 場 所	尾西生涯学習センター 6階 大ホール
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松 井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇) 委員 計17名
欠席委員氏名	なし
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主查2名、同主 任1名 計 6名
会 議 事 項	1. 条文素案の検討
会 議 内 容	
松下委員長	市民憲章唱和 (市民憲章唱和) 条文素案の検討について 今回から、条例素案の検討に入ります。おおまかな目標としては、全部で24条ありますので、今日は、1/3 ぐらいまでいきたいと思います。進め方ですが、四角の中の条文を事務局が読み上げて、みなさんに議論いただこうと思います。タイトルは最後に検討するとして、順番としては、前文から、内容の確認をしたいと思います。事務局お願いします。
事務局(企画政策課主査)	〈「前文」朗読〉
松下委員長	前回の議論は、お手元の資料の①にあります。対案等ございましたら、お願いします。
山口(善)委員	中段に「地方分権の進展」とありますが、法案の改正の動きがあり、「地域主権」という言葉が使われるようになっているので、この部分については最終段階までもう少し待ってはどうでしょうか。

浅野委員

新聞紙上では、「地域主権」という言葉が増えてきているようですので、私も同感です。

松下委員長

分権というよりは、もう少し、主体性を表現したほうがいい のではないかということですね。

谷口委員

私の意見としては、背景を落としてもいいのかなと思いましたが、「地域主権」ということであれば、「地域主権を先導するような自治体を目指す」というような宣言的な書き方にしてはどうでしょうか。

松下委員長

背景を書いたほうがわかりやすいと私は思います。あたり前のことだと思いますが、背景を書いたほうがいいと思いますので、よろしいですか。今のも一つのご意見だとは思いますが。

谷口委員

10年、20年後、時代背景が達成された時に違和感がでてくるかなあと思ったので・・・。今はこれでよいのですが。

松下委員長

この条例は、普遍的なものではありません。常に変えていく ものですので、今、分かりやすくその背景を書くということで お願いします。地域主権か地方分権かについては任せていただ くということでお願いします。

太田委員

上から9行目、「新たな」という表現は、今まで協働関係になかったかのようなので、「さらなる」というような形で変えていただきたい。

浅野委員

私たちの立場からすると、「新たな」でいいのではないかと。 私たちも模索中ですし、意識を変えてという意味でも「新たな」 のままでいいのではないでしょうか。

岩原委員

私も一緒で、そのままでいいと思います。今、転換すべきときなので、従来の延長線上ではなく、新たなスタートに立つという意味で、「新たな」というのは新鮮でいいのではないでしょうか。

松下委員長 ということですが、太田委員よろしいですか。 太田委員 気持ちはわかりますが、納得はできないという感じですね。 松下委員長 それでは、みなさんの意向を確認したいと思います。このま までいいのではないかと思う方は、挙手願います。 (「このまま」12人、「さらなるに変更」4人) とりあえず「新たな」でいきたいと思います。 いちばん最後の「普遍の理念」とありますが、「本質」という 平井委員 言葉に変えたほうがいいのではないでしょうか。 「本質」という言葉はやや、あいまいな感じがしますね。「理 松下委員長 念」といったほうが、目標というような感じがしますね。 細かいところですが、最後の行の出だしで、「そこで」という 言葉は必要かなという疑問がありましたが、どうでしょうか。 最後のところですが、「普遍の理念・仕組み」とあるが、普遍 岩原委員 なりは理念であって、仕組みは違うと思いますが、これでいい のですか。 普遍のというのは、仕組みにかかっていないと思いますが。 松下委員長 「・」はきっとなくなると思いますので、「と」のことだと思い ますので、そのへんの表記は、専門家に任せればいいと思いま す。

下から 4 行目の「基本理念」と最後の行の「普遍の理念」と いう理念が重なっていて、読みにくいと思います。基本理念の 部分は、「基本とし、」でいいのではないでしょうか。

判断は難しいですね。いかがですか。

谷口委員

松下委員長

山口(善)委員

理念をとったほうがいいかもしれませんね。

青木委員 とても重要な部分ですので、このままのほうがいいのかなと 思います。

谷口委員

たとえば、「原則」という言葉にしてはどうでしょうか。私としては、下から 4 行目の基本理念を残して、最後の行を「まちづくりの原則と仕組み」にしてはどうでしょうか。

松下委員長

「まちづくりの理念」ではなく、「基本原則と仕組み」にしてはどうかということですが、どうですか。

石井委員

「原則」というのはルールだと思います。理念というのは、 目的やミッションに近いもの、「原則」より高次な言葉だと理解 しています。この条例そのものが普遍の理念を示しているもの なので、前文の中で「原則」というふうに言葉を落としてしま うのは、もったいないと思います。

松井委員

総則の第 1 条の目的に、「基本理念」とあり、そのあと、「原則」について述べられています。第 4 条にもまちづくりの基本原則とでてきます。基本理念と原則は、ある程度の意味をもたせて記述されていますので、「まちづくりの基本理念」と「原則」の共通理解が必要で、あとに響いてくると思います。私としては、第 1 条の基本理念は、どこにあるかというと前文にかかれているとなっているので、前文で基本理念について、わかりやすく書いていないといけない。そう簡単に「基本理念」という言葉は落とせないと思います。

前文で書いてある基本理念というのは、「市民・議会・行政の新たな協働関係を構築する」ということと、「市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任を負う」ということだと思います。

今井委員

同じですが、「基本」というのはベーシックということで、普 逼とは変わらないということです。意味が違いますので、両方 必要だと思います。このままでいいと思います。

谷口委員

まちづくりの基本理念というのは、市民憲章の理念だと思います。今回議論している理念は「だれもが担う」ということであって、市民憲章とは違うので、総則以下がねじれてくるので

はないかと危惧しております。

浅野委員

目的のところで、「まちづくりの基本理念にのっとり~」という表現がありますので、下から4行目はこのままでいいと思いますが、最後の行は関連がないと思いますので、「原則および制度」でもいいのではないでしょうか。

松下委員長

下から4行目はこのままで、最後のところは、「原則と仕組み」と直したほうがいいのではないかということですね。いろいろな議論がでていますが、最後の2行の「普遍の理念」という部分を「原則」に直したほうがいいのではないかという意見が多いようです。それでは、「まちづくりの原則と仕組み」と直すということで、事務局にお願いし、もし、おかしいようでしたら、見直しましょう。

あと、説明文については、条文ではなかなか書きにくいものを書く、あるいは議論したことを書くとなっていますので、気がついた点があったら、お願いします。

それでは、総則第1条に議論を移したいと思います。

事務局(企画政策課主査)

〈「第1条(目的)」朗読〉

松下委員長

参考に「条例比較表」もありますので、参考にしてください。いかがでしょうか。私から言いますと、市民によるまちづくりを推進することが目的となっていますが、一般的には、「もって、市民福祉の向上を図る」とか、「市民が幸せなまちをつくる」とか記述することが多いのですが、まちづくりを推進することが目的となっていいのか、少し疑問があります。

平井委員

比較表にもありますが、流山市では、「もって、市民の福祉の 向上を図る」とありますが、これは重要なことだと思いますの で、これを付け加えるという形でどうでしょうか。

一色委員

最終的な目標をどこにおくのかということだと思いますが、 私は、このままでもいいのかなと思っていました。ただ、まち づくりを推進することを目的としていいのかという部分を議論 したほうがいいのかもしれません。

谷口委員

さきほど、市民・行政・議会が協働していきましょうということを基本理念としているということでしたので、最後に、市民だけが責任を負うような形は、おかしいのではないかと思いました。飯田市や豊田市のような形がよいかと思います。

岩原委員

第1条の目的をどこにおくかということは、非常に重要なことで、自治体においては、市民満足度のアップが当然あるべきでして、まちづくりを進めて、一宮市に住みたいとどんどん人が集まってくる市を目指すということが目的化されるべきだと思います。

到達点をどこにおくかということを議論する価値は十分あると思います。

浅野委員

他市を見ましても、まちづくりを推進して行き着く行き先が イメージされる文言が入っていますが、一宮市はあっさりしす ぎかなと思います。

八木委員

「市民によるまちづくり」は私も違和感があります。「市民とともに自立した地域社会づくりを推進することを目的とします。」としてはどうでしょうか。

山口(昇)委員

私の意見としては、このままでいいと思います。条例は、市 民の目でみた場合、平易でわかりやすいことが重要だと思いま す。

石井委員

私も、少し違和感があります。他の自治体の例を見て、私がいいなあと思いましたのは、宇都宮市の「もって市民が幸せになるまちづくり~」です。豊田市の自立した地域社会づくりというのは、手段であって、目的ではないように思います。流山市の「市民福祉の向上」は行政でよく使われますが、一般的な「福祉」というイメージから誤解を招くので、そう考えると、宇都宮市がいいのかと。

要するに、頂上をどこに持っていくかということなんです。 豊田のような「自立した地域社会」と、宇都宮のような「市民 がさらに幸せになるまちづくり」の 2 案を参考に、どこまでを 目標にするかということを考えていったらどうかという提案で す。

浅野委員

山口委員の発言で思い直しましたが、このままでいいのかな と。前文に「市民憲章」とありますので・・・。

松下委員長

条例は、やはり「目的」が大事なんですね。「目的」を読んで、この条例はどういう条例かということを判断しますので、前文に書いてあるにしても「目的」にしっかり書くべきだと思います。原案のままでは、尻すぼみのような感じがしますので、目標を書き加えるべきだと考えます。皆さん、よろしいですか。そうじゃなく、みなさんこれでいいということならそれでいいですが。

青木委員

この条例は、普遍ではなく、修正されていくものだということでしたが、前文と目的は修正されるべき部分ではないと思いますので、このままではなく、もう少し分かりやすく付け足すべきだと思います。

松下委員長

分かりやすく付け足す方向で考えたいと思います。どう付け 足すということですが、2案ありますが、今までの議論、わかり やすさという観点から、決めたいと思います。

一色委員

「市民によるまちづくりを推進し、もって」の後に、市民憲章に盛り込まれた内容を表記してはどうでしょうか。

松下委員長

市民憲章の内容を簡単にいうとどういう言葉になるのでしょうか。住みよいまちをつくろうでは、少し大きすぎますね。

古池委員

今回の条例を作るという目的は、新しい自治確立をしようというのが目的だと思います。はっきり、「自立した地域社会の確立」と言ってしまったほうがいいのではないでしょうか。

最終目標まで、おおまかにしないでということですね。議論が出尽くしたようですので、それでは、「自立した地域社会づくり」という案で、まとめてみたいと思いますが・・。

岩原委員

それが目的ということになると、仮に、自立した地域社会は 実現しても、市民の満足度、幸せ感は落ちるということが考え られますよね。一宮市に住むことの誇りとか満足とか幸せ、安 心、安全・・・。いつもワースト1ばかり言われると、私たち はすごいまちに住んでいると思うので・・・。やはり、今より もよくなるということが最終的にないと、この条例の下に市民 が集まれないんじゃないでしょうか。「自立した・・・」では、 今よりももっとよくなるということではないので、市民の共感 が得られるのかなと思います。

平井委員

私たち考える会の提言は、2800人のアンケートが裏づけになっていますので、ここでいいたいのは、一人一人が幸せになりたいということです。

松下委員長

考える会の皆さんは、宇都宮市のイメージでしょうか。この 条例を作って、がんばっていこうよということですね。それで は、宇都宮市のように、「もって、市民が誇りを持って幸せに暮 らせるまちを築く」ということの提案ですが、賛成の方は挙手 をお願いします。

賛成多数ですので、表現は任せていただきますが、市民憲章 の「誇り」とか「幸せ」とかを入れて、表現したいと思います。

石井委員

「市民によるまちづくりを推進し、」を受けて、目的を述べるのには、さきほどあったように違和感があります。

どういう言葉にするかは別として、問題提起だけさせていただきます。

八木委員

「市民による」というのは私もひっかかっています。

石井委員

「市民を主体とした」ということならいいのではないでしょうか。

「市民が主体の」あるいは、「市民主体の」という形がいいかもしれませんね。「もって、市民が幸せに暮らせるまちを作っていく」という感じでいきましょうか。

目的は、これでいいでしょうか。表現は、お任せください。 それでは、第2条お願いします。

事務局(企画政策課主査)

〈「第2条(条例の位置付け)」朗読〉

松下委員長

元々は最高規範とあったのが、あまりにも硬い感じでしたので・・・。比較表でみるとどこになりますか。

市民の人が見て、どういう位置付けの条例か判断する材料になる部分です。

谷口委員

「最も」「最大限」の意味は特別なのか。特になければ、なくてもいいのではないでしょうか。

松下委員長

「最も」というのは、思いが込められているんですね。「最大限」も絶対とはいかないまでも、たくさんということが表されているんだと思いますが、皆さん、違和感がありますか。

今井委員

このままでいいと私は思います。

山口(善)委員

言葉よりも、基本的な部分で、1条、2条で「まちづくり」と使われていますが、「まちづくり条例」であればこうなるだろうし、条例の表題によっても、流れが変わってくるのかなと思いますが。

松下委員長

名は体をあらわすといいますが、体が「まちづくり」であれば、名のほうは「まちづくり条例」になってくるのではないかと思います。今は、まちづくりということで進んでいますが。

松井委員

「最も」、「最大限」は最高法規性を意識した言葉で、他の条例よりも上にある、一番大事なんだという意味だと思います。

また、最大限尊重するということになると、どこで最大限尊 重するんだということで、他の条例を作るときに尊重するのか といったようなことを具体的に書くのも方法かと思います。

松下委員長

最大限尊重の中身を書いたほうがいいのではないかということですね。確か、この議論をしたときは、こういう表現で、説明の中で書いていけばいいのではないかということだったと思います。

八木委員

私は、最終段階に入った時に、この条例の名称は、「自治基本 条例」だということで考えていますので、第2条も「自治に関 する最も基本的な・・・」と言うふうに変えていただきたいと 思います。

古池委員

いわゆる「まちづくり」というと、市や地域の意思表示がいるいろな場面で出てくると思いますが、他の計画、他の意思が現れているものとの比較はどうなるのでしょうか。まちづくりに関する意思表示があったり、計画が刹那刹那に作られていたりすると思いますが、この条例にすべて寄りかかることができるのか疑問です。

松下委員長

「まちづくり」というのは、ソフトもハードもすべて指しますが、この条例に書いてあるようなたとえば、情報の提供や参加の仕組みというのは、どんなまちづくりでもこれにのっとってやるという共通のものだと思いますが。

古池委員

それぞれのまちづくりを進めていく上で、それぞれ考え方はあると思うので、しっくりこないのですが。

松下委員長

例えば、福祉のまちをつくりましょうというとき、この条例の考え方にのっとっていくということは、様々な参加の機会を作ったり、ものによっては住民投票を実施したりする、こういうルールにのっとってまちづくりをすすめていくということです。すべてのまちづくりの計画や実施は、この条例が関わってくる、この条例を意識して作っていくべきだということです。

八木委員

地方分権一括法ができて、自治体は、自治基本条例を作ろうということになったと認識しています。一宮市もこの自治基本

条例を作って、すでに、総合計画もいろいろな形で推進していますが、出来上がった暁には、他の条例などを自治基本条例に合わせていきましょうということになっていくので、私は、「自治基本条例」にこだわっていきます。

松下委員長

八木さんから話があった部分ですが、「まちづくり」という言葉があいまいだったりしますので、「まちづくり」という部分を「自治」というものに変えていって、すっきりしたほうがいいのではないかというのが八木さんの意見、問題提起ですね。

少し、休憩をとって、議論したいと思います。

〈休憩〉

松下委員長

休憩をとりましたら、考えが少し変わりました。非常に難しい問題なので、後で、最終の段階で、「まちづくり」とするか「自治」とするか議論したいと思います。

岩原委員

さきほどの八木委員の発言で、安心したところがあるのですが、第2条のところで、他市のものを見ると、他条例との整合性の問題が、「適合するように努めなければなりません。」とあります。

一宮市ではその記述がないのですが、さきほど、八木委員さんが個人的には、他の条例との整合性を必ず見ていくという発言があって安心したのですが、議会全体でそういう考えでいくのかどうかはわかりませんよね。他の自治体のように、明確に整合性の部分を入れられないかと思います。

松下委員長

豊田市の「他の条例、規則の改正にあたっては、」というような形で入れますか。

八木委員

一宮市では説明で入っていますよね。ここにきちんと入れて あるので、あえて条文に入れなくてもと思いますが。

岩原委員

説明のほうに、最大限尊重ではなく、「整合性を図るように努める」「整合性を図ります」としていただければと思います。

繰り返しにならないように、条文は原文のままで、説明のほうは、流山市のような具体的な形で入れるということでよろしいですね。

事務局(企画政策課主查)

〈「第3条(定義)」朗読〉

松下委員長

もしかして、(3)の市民自治と(4)のまちづくりが一緒になるかもしれませんね。そして、執行機関は一宮市ではこういうものだと・・・。一番大事なのは(1)の市民ですね。

岩原委員

(2)の執行機関ですが、市長や監査委員は個人ですか。監査委員会はないのですか。

事務局(企画政策課長)

市長は個人です。監査委員は独立していますので、個人です。 監査委員会はありません。

松井委員

説明を読むと、市民自治の主体は市民だとあります。一方、まちづくりは議会も行政も含まれているように読めます。これについて、あえて、主体を分けているのか、そのあたりの整理をお願いします。

松下委員長

市民自治は、市民主体ということですね。まちづくりというと、説明に書いてあるようなハードとソフト。「自治」と「まちづくり」が一緒ということですね。まちづくりというのは、条例のキーワードですから、要するに、ハードだけではないよという表現です。

石井委員

(3)の市民自治という言葉ですけど、「自己責任」「自己決定」が重要であって、もちろん、説明には書いてありますが、条文に明確に記述すべきではないかなと思います。

松下委員長

議論が難しいですね。市民自治というのは、市民自身が考え、 決定することが大事だという提言ですが・・。

八木委員

前段で心配しているのは、「市民」の定義なんですね。本当に

「市民」はこの範囲内でいいのか。みなさんにお聞きしたい。あまり絞り込んでしまうと、それにあてはまらない人は市民でなくなってしまう。条例でも、規則の運用でも、住民サービスも受けられなくなるので、皆さんの意見を聞いておきたいと思います。

浅野委員

私は、八木委員の反対側から心配しています。今年 2 年目になる市民支援制度についてですが、名古屋の有力 NPO 法人が一宮市で活動している場合は資格がありますよね。

一色委員

事業費補助ですので、事業が一宮市民対象に行っているので あれば、申請できると思います。

松下委員長

これは基本的な定義ですので、この定義を基本に、個々の制 度における市民の範囲をもっと絞るとか、あるいは広げるとか は、制度・仕組みによって違ってくるわけで、この条例の定義 によって一律にすべてを律することは不可能です。たとえば、 パブリックコメントの対象はどうなっていますかね。パブリッ クコメントでいう市民は、自治基本条例でいうところの市民に プラスアルファした者だという整理があって、そしてそれが必 要だから入れるという判断があればいいわけです。テーマによ って、どういう人たちが参加するかを決めればよい。自治基本 条例でいうところの市民はそのときの基準であればいいと思い ます。これですべて一律にすることはできない。情報公開なん かは何人(なんぴと)もですよね。自治基本条例ができたから、 機械的に対象が全部変わるのではなく、自治基本条例は基準と なる。その基準を踏まえた上で、制度の趣旨とかに応じて考え るというものです。テーマによって、どういう人たちを対象と するかという判断になってきます。

「市民自治」のところが書き足りないので、もう少し自分たちで考え、決定するという部分を加える。そして、「まちづくり」という定義は、なかなかむずかしいので、説明と対比しながらみていくしかないと思います。

平井委員

提言書該当箇所の部分で、番号が二重線で書かれている部分が今後、でてきますが、どういう意味なのか説明をお願いしま

す。

事務局(企画政策課副主監)

番号を消している部分は、「活動団体の定義」にあたります。 「活動団体」というのは、個別に使うことがないという結論で したので、消してあります。今後についても、そういう理由で 二重線が付してあります。

松下委員長

「市」が定義されていないのですが、比較表を見ると、3ページに「市」の定義があります。条文の中でも、「市」がたくさんでてきます。流山市と飯田市の「市」の定義が違います。5条以下に「市」はたくさんでてきますが、誰のことなのかということです。定義を書かないとすると、それぞれの条文で明確にしていく必要があります。

石井委員

市と執行機関はほとんど同義で使われていると思いますが、 全部執行機関にしてしまえばいいことなのか、違うのか。どう なのでしょう。

山口(善)委員

一般的に、市の各種条例で、「市」を定義しているものはまず ありません。「市」といった場合は、一般的に執行機関と議会が 入っていますので、あえて、定義することはありません。

太田委員

議会側からも同じことで、二元代表制をとっていますので、 「市」というのは、執行機関と議会を指すと認識していますの で、改めて書く必要はないと考えております。

松下委員長

それでは、飯田市のような、定義を書くか書かないは別として、市の中身というのは、執行機関と議会というのが共通理解ということですね。

事務局(企画政策課副主監)

「市」の定義は、一般的には、議会と執行機関です。この条 文は基本的に、そういう自治体としての一宮市を頭において作 ってあります。ただし、市民と対比する場合の「市」は執行機 関を指していますので、条文によって多少判断が必要な場合が 出てきます。

たとえば、第 5 条の「市」というのは、議会と執行機関を含 なということですね。

一般的に、市民感覚で、市というとどう思うのでしょうか。 もし、市役所だと思ってしまうようなら、定義する、あるいは 説明をつける必要があるのではないでしょうか。

岩原委員

私たちからすると、一般的に、市といえば、市役所をイメージしますので、あえて定義をしたほうがいいのではないかと思います。流山を見ると、水道事業管理者、消防長も含まれていますが、一宮市はどうなんですか。

事務局(企画政策課副主監)

いずれも、市長の権限が及ぶ範囲ですので、市長に含まれると解釈していただきたいと思います。

平井委員

「市」の定義はしていただきたいと思います。

太田委員

一般の方から言われますと、市というと市役所という認識を 持ってみえると思いますが、市というのは、執行機関と議会を 指すということです。

松下委員長

念のために、飯田市のように、「市」の定義を入れたほうがいいですね。

わかっているようで、わかっていないんですね。この条例の 中では、明確にしていこうということでいきたいと思います。

岩原委員

流山市は正しくないということですか。

事務局

市の定義に執行機関と水道と消防を入れて、より詳しく分かりやすくするために、あえて入れたのだと思います。

一色委員

任命権者の問題だと思います。この条例では、こういう使い方をしますという表明だと思います。

松下委員長

それでは、(3)のところが増えて、「まちづくり」、「協働」も このままでいこうということでいいですかね。 八木委員

この場で、こういう議論があるから、わかったんですよね。やっぱり、「市とは」という部分は載せるべきですよね。

松下委員長

載せるということになりましたね。

石井委員

「公益的活動」と「公共的活動」は違うと思いますが、どう 使い分けるべきでしょうか。

松井委員

公益と共益を分ける言い方があります。おそらく、それを公 益・共益活動とは言わず、一つにまとめて公共的活動といった ほうが、幅広くとらえられるという趣旨だと思います。

谷口委員

他の条例も最大限、この条例を尊重するということになると、 用語の定義においても、引っ張られるということですか。

松下委員長

先ほども言ったように、基準になるという意味で、個々のテーマによって考えるということになるということです。

山口(善)委員

個々の条例においても、たくさん定義はあります。さきほど「市」にこだわったのは、他の条例で、「市」という言葉がたくさん入っておりますので、広く「市」という場合は、市民のかたは、市長に権限が及ばない部分においても、市長のところに来るのですね。この定義が他の条例に及ぶことになると、わざわざ「市」を定義すると、かえって煩雑になる部分が出てくるので、こだわったということです。

松下委員長

これが基本になるということで、大事なのは、参加や情報提供の仕組みですので、この条例が出来たときに、そういう仕組みを見直していくということが最高法規としてのこの条例の中身です。時間をかけて個々の文言を整理することになると思いますが、大事なのは、個々の文言ではなくこの条例の理念です。理念でもって、個々の条例が見直されるかどうかです。ですから、見直しをするときは時間をかけながら、まずは理念・考え方からやっていただきたいと思います。

それでは、第4条にいきましょうか。

事務局(企画政策課主查)

〈「第4条(まちづくりの基本原則)」朗読〉

松下委員長

まちづくりの柱が出ていますが、どうでしょうか。

私のほうから一つですが、(1)の市民自治の原則ですが、これはさきほどから議論している基本理念そのものではないでしょうか。市民自治をすすめていくために、(2)以降の原則があるのではないか。(1)の原則がややそぐわないような感じがします。

八木委員

川崎市に行ったときに、原則の順番ですが、最初に情報があるから、市民の皆さんが参加できるようになるということで、 原則の順番が情報共有の原則が一番先になっていて、なるほど なと思ったのですが、どうでしょうか。

松下委員長

一般的には、そういうところが多いですよね。ここでは、あえて、参加から書いているんですね。まず、市民主体の参加があって、それを担保するための情報ということで、こういう並び方になっていて、どちらもあると思いますよ。他の自治体は、大体、情報から入っていますね。

平井委員

民主主義の根本は情報共有なので、いちばん上に来るのが本 当かなと思いますが・・・。

有効性の原則ですが、考える会では効率性ということで提言しましたが、まちの声を聞くと、市民が思っているのは、効率性の部分ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。いろいろなことが早く出来てほしい、自動車で言うと少ない燃料で、長く走れ、早く着くというような。道路工事とか回覧板とか、いろいろなところで早くということを耳にします。

松下委員長

順番からまず、いきましょうか。情報、参加、協働といくか・・。

岩原委員

そもそもの発端は、観客席であった市民がいよいよグラウンドに出るということでスタートしています。発端からすれば、他の自治基本条例とは違うかもしれませんが、参加が先だと思いますが。

八木委員

一委員としての発言ですが、何かを行動する場合には、情報公開・提供をしなければなりません。それを知っていただいた後に議論することが大切なので、基本条例のこの部分においては、情報公開が先だと思います。

石井委員

一宮市は、情報公開制度はあるし、使っている方もあると思います。情報公開制度が整っていてインフラはすでにあるんだけど、でもまちづくりをもう一つ活発化させるためにはどうしたらいいかということで、この条例が作られるのだと思います。とすると、情報公開が大切なのは分かるし、それが出発だということもよく分かりますが、今の一宮市の現状からすると、情報公開が第一に来てそこから何か始まるという状況では、もうないと思います。先ほど、岩原さんがおっしゃったように、まず参加を促さないと、今の状況では新しいまちづくりが進んでいかないのではないでしょうか。だから、参加・協働の原則が最初に来て、そして、今、仕組みとしてすでにあるけれど、情報共有は大事だから、この中に改めて載せようというのがいいと思います。

鵜飼委員

最終的には、先生方にお任せするしかないと思います。

浅野委員

さきほど委員長から指摘のありました(1)ですが、すでに大原 則、目的としてあるのでダブりだと思います。また、順番につ いては、参加の原則かなと思います。

岩原委員

(1)の部分ですが、今日の議論で、目的を直すということになりましたよね。目的が原案のままなら、おかしいとは思いますが、直されるのであれば、このままでもいいのではと思います。

松下委員長

逆かなあと思いますね。目的のところに市民自治によるまちづくりを書くのであれば、原則では必要ないのではないかと思いましたが。

谷口委員

目的が確定すれば、(1)の市民自治の原則は同じことなので、 理念ということで括ってしまって、ここにはあえて書かなくて も、というか、ここに入って来るとかえってややこしいのかな あという気がしました。

また、参加、協働、情報の順番の話ですが、現実に参加がまだまだ少ない中で参加を促すことは必要だとは思います。が、霞ヶ関の事業仕分けを見て、いろいろな情報を知ることで一歩が進むんだということがわかりました。「市」の定義ですら、我々はこんな状態だったのですし、こんなに意識のある人でさえ、市や議会が何をやっているかは、多分 1 割も分かっていないのではないかと、仕分け会議なんかを見て痛感したわけです。ここはやはり、情報を共有していくことからスタートすることがとても意味があると思います。これがないと我々も次に動けないんだという気がします。

八木委員

ここまでくるまでに、議会として、みなさんにいろいろなご 意見をいただき、それがあるがゆえに、みなさんに情報をどん どんお伝えしています。一宮市はまず情報公開をとこだわって しまうのですが。

平井委員

情報共有という言葉があることを考える会で勉強して初めて 知ったということもあり、まず情報を得ることは大切だと思い ます。情報を知ることによっての行動変容の方が、効果がある と思います。

松下委員長

全体的には、情報、参加、協働という意見のようですので、 この順番で考えたいと思います。

市民自治の原則は、やはり、だぶると思いますので、カットという方向で整理したいと思います。

それと、有効性の原則は、効率ではという平井さんのご意見でしたが、今までも議論があって、説明では、税金を効率的に使おうという内容になっておりますので、有効性の原則がわかりにくいということでしたが・・。

平井委員

お薬でいうと、効き目があるという印象で捉えたんです。

浅野委員

これは、支援制度にしても有効性があるかどうかの判定で市 民の支持があると思います。効率的にというのは当たり前で、 市民が判断する最初の基準としては有効性が重要だと思いま す。

松下委員長

効率性を超えた有効性、少ない資源をいかにうまく使うか。 単に無駄を省くというレベルではなく、有効に生かせるかとい うことですね。そのほかありますか。

石井委員

先回議論になったのは、行政は効率の悪いこともやらなければならない存在だというのがまずあって、でも税金の使い方としては効果の上がるように使ってほしい、無駄なく意味あるように使ってほしい、そういうことだったので、効率性という言葉はおかしいんじゃないかという議論だったと思います。だから、「効果的」という言葉がいいんでしょうが、違和感があるので、「有効性」という言葉で妥当なのではないのでしょうか。

松下委員長

それでは、「有効性」という言葉を生かしていこうと思います。 そして、(1)はカットで、順番を変えるということでいきたいと 思います。

それでは、5条、第6条をお願いします。

事務局(企画政策課主査)

〈「第5条(市民の権利)」、「第6条(市民の役割)」朗読〉

松下委員長

市民の権利と役割はどうですか。山口委員どうですか。

山口(昇)委員

ここの部分はこのままでいいと思います。

松村委員

私もこれでいいと思います。

松下委員長

それでは、第5条、第6条はこのままいきたいと思います。 第7条をお願いします。

事務局(企画政策課主査)

〈「第7条(情報共有)」朗読〉

石井委員

さきほどの情報共有が大事だという議論を踏まえると、この 文章では、非常に受動的な印象を受けます。「積極的に」などが あってしかるべきではないでしょうか。他市の例でいくと、豊田市でもそうですし、「積極的に」という言葉が何かしら入ればいいのかなと思います。「提供するものとします」ではなく、「積極的に提供します」のような言葉で・・・。「ものとします」よりは「提供に努めます」とか「提供します」と言い切ったほうがよいと思います。

松下委員長

これは条文のテクニックで、「努めます」というのは努力です。「提供しなければならない」「提供します」だと、困難な場合、例外が頭をよぎるので、こういう感じになるのでしょうね。「提供に努めます」と「提供します」の間を取って「提供するものとします」という、中途半端な書き方ですが、そういう条文テクニックですね。やや客観的な突き放した言い方ですね。「努めます」の場合は「積極的に」が入っているのですね。「努めます」だけでは元気がないから。そのあたりの微妙な思いをどう表現するかですね。説明の方には「積極的に」となっていますね。説明の方が「努めるものとします」なので、ちょっと下がってしまっていますかね。意図的なことではないでしょう。

石井委員

積極的に市民参加を進めるために、情報共有を積極的に行う ことは大切なことなんだということであれば、説明の中でもい いことかもしれませんが、入れるべきだと思います。

松下委員長

それでは、説明の中に入れましょう。

松井委員

1項は市が保有する情報、2項は市民、議会及び執行機関となっていますが、この使い分けは何か意味があるのですか。

事務局(企画政策課主査)

1項は、市ですので、議会と執行機関で、2項はそれに市民を加えたものです。

松下委員長

中身が違うわけではないので、市に直していけばいいと思います。

山口(昇)委員

先ほど、原則の順番を変えましたので、7条も5条、6条の前に動かしてはどうでしょうか。

そういうやり方もあると思いますが、5条の2項に「情報を知る権利を有します」とあるんですよね。

5条、6条はこのままでいいかなと思います。

青木委員

情報が「共有物」となると、「情報とは何か」がわからなくなってしまったのですが・・・。

山口(善)委員

一般的には、庁内で作成した文書、市民から提示された文書、 媒体は様々な種類がありますが、そういうものすべてを情報と 言っています。これらは、すべてを公開できるわけではありま せんが、ある面で言えば行政の財産であり、ひいては市民の財 産でもあるので、言葉の上で「共有物」という表現を使っても 違和感はないのかなと感じます。

松下委員長

この条項は理念的なものですね。今まで役所の物だったのが、 みんなの共有物だという理念、発想です。情報の定義はむつか しいけれど、ここでは考え方、方向性を理解していただければ いいと思います。

それでは、時間になりましたので、次回は、第8条からということでいきたいと思います。

次回以降、検討していく中で、私、気になっているところがあります。議会の部分です。17条ですが、いままであったものをまとめたものですが、こういう作りで市民の思いに耐え切れるかと思うんですね。内容的にはその通りだし、実践もされていると。でも17条の1個だけというところが、私は、正直、市民の感覚とズレてしまうのではないかと心配しています。要するに、二元代表制のもとでこれからまちをつくっていくとき、両方が大いにがんばっていくしか方法はないわけですし、みんながそれを期待しているわけですね。そこのところを表現する方法として、17条の1個だけでいいのかというのが気になっています。市民の思いとこの委員会の結論が少しズレてしまうのではないかという心配ですね。17条をもう少し分けて、日々実践されていることを書くと第4章に章としての意味が出てくる気がします。今日は議論しませんが、みなさんでお決めいただくことなので、

特に大きな論点として言っておきたいと思います。

事務局(企画政策課長)

熱心なご議論、ありがとうございました。

お手元の「自治基本条例素案検討委員会日程(予定)」をご覧ください。次回第8回は、12月20日(日)午後1時30分より、会場は、今回と同じ、尾西生涯学習センターの6階大ホールです。先回の会議録は、出来次第、お送りしますので、お願いします。

会議終了 (16:30)